

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2026年6月23日	
【会社名】	マーチャント・バンカーズ株式会社	
【英訳名】	MBK Co., Ltd.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 高崎 正年	
【本店の所在の場所】	東京都港区西麻布三丁目3番1号	
【電話番号】	(03)6434-5540(代表)	
【事務連絡者氏名】	執行役員CFO 加藤 東司	
【最寄りの連絡場所】	東京都港区西麻布三丁目3番1号	
【電話番号】	(03)6434-5540(代表)	
【事務連絡者氏名】	執行役員CFO 加藤 東司	
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集(売出)金額】	その他の者に対する割当	330,668,800円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	マーチャント・バンカーズ株式会社 大阪支店 (大阪府八尾市本町六丁目11番8 - 701号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,476,200株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、当社の単元株式数は100株であります。

(注) 1. 本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集（以下「本第三者割当」といいます。）については、2026年6月23日（火）開催の当社取締役会において決議しております。

2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式を処分する方法（以下「本自己株式処分」といいます。）により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
3. 振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	1,476,200株	330,668,800	
一般募集			
計(総発行株式)	1,476,200株	330,668,800	

(注) 1. 金銭以外の財産の現物出資による第三者割当の方法によります。

2. 発行数は、当社が処分する自己株式の総数です。
3. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
4. 現物出資の対象となる財産の内容は、株式会社TIGEREYE（住所：東京都中央区晴海一丁目8番8号晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーW棟18階、代表取締役：上村学。以下「TIGEREYE社」といいます。）普通株式945株であり、その価額は330,750,000円となります。発行価額（330,668,800円）との間で差額が生じておりますが割当予定先との調整により上記価額を上回らない範囲で調整したものといたします。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
224		100株	2026年7月9日		2026年7月9日

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 申込の方法は、本届出書の効力発生後、払込期日までに処分予定先と総数引受契約を締結し、払込期日に現物出資の目的となるTIGEREYE社の普通株式を当社に譲り渡すものとします。
4. 払込期日までに、処分予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、株式の割当てを受ける権利は消滅することから、本第三者割当は行わないこととなります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
マーチャント・バンカーズ株式会社 財務部	東京都港区西麻布三丁目3番1号

(4) 【払込取扱場所】

金銭以外の財産を出資の目的としているため、該当事項はありません

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
-	8,630,000	-

(注) 1. 現物出資の方法によるため、金銭の払込はありません。

2. 発行諸費用の内訳は、株式価値算定費用、割当先調査費用、現物出資に係る証明書作成費用、第三者委員会費用並びに諸書類作成費用等であります。

3. 発行諸費用の概算額には消費税は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

金銭以外の財産を出資の目的としているため、該当事項はありません。

また、前回の資金調達における現在までの調達金額及び充当状況は以下のとおりです。

(2025年6月27日付取締役会決議に係る第三者割当による新株式及び第17回新株予約権の発行により調達した資金の充当状況) (2026年5月31日時点)

<本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途>

具体的な使途	資金使途 (百万円)	実際の調達額 (百万円)	充当額 (百万円)	支出予定時期
& A、企業・案件への投資資金	84	84	84	2025年8月～2026年1月
ビットコイン購入	299	299	299	2025年9月
株式担保融資	350	350	350	2025年11月
合 計	734	734	734	

(注) 2026年6月19日付適時開示資料「調達資金の資金使途並びに支出予定時期の変更に関するお知らせ」のとおり、資金使途並びに支出予定時期の変更を行っており、「& A、企業・案件への投資資金」は2026年1月、「ビットコイン購入」は2025年9月、「株式担保融資」は2025年11月に、それぞれ支出しております。

<本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途>

具体的な使途	資金使途 (百万円)	実際の調達額 (百万円)	充当額 (百万円)	支出予定時期
& A、企業・案件への投資資金	3,117	-		2026年1月～2028年4月

(注) 第17回新株予約権につきましては、2025年7月25日付開示資料「第17回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」のとおり、買取消却したため、実際の調達額並びに充当額はありませぬ。

(2026年4月20日付取締役会決議に係る第三者割当による新株式及び第18回新株予約権の発行により調達した資金の充当状況) (2026年5月31日時点)

<本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途>

具体的な使途	資金使途 (百万円)	実際の調達額 (百万円)	充当額 (百万円)	支出予定時期
& A、企業・案件への投資資金	202	202		2026年6月～2028年6月

<本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途>

具体的な使途	資金使途 (百万円)	実際の調達額 (百万円)	充当額 (百万円)	支出予定時期
& A、企業・案件への投資資金	1,118	7		2026年6月～2028年6月

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【処分予定先の状況】

株式会社Ararik

a. 処分予定先の概要	名称	株式会社Ararik
	所在地	東京都渋谷区代官山町17番1号
	代表者の役職・氏名	代表取締役 宮瀬 卓也
	事業の内容	不動産の売買、賃貸借、交換、仲介、管理他
	資本金	10万円
	主たる出資者及びその出資比率	宮瀬さらら 49.5%、宮瀬茜 49.5%
b. 当社と処分予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。

中田 匡紀

a. 処分予定先の概要	氏名	中田 匡紀
	住所	三重県津市
	職業の内容	会社役員
b. 当社と処分予定先との関係	出資関係	当社は、2026年5月27日付「外部協力者に対する第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ」に記載のとおり、当社の企業価値向上を目的としたコンサルティング契約に基づく対価として、中田匡紀氏が取締役を務めるSAMBODHI株式会社に対して当社自己株式（60,000株）を割り当てております。
	取引関係	中田匡紀氏が取締役を務めるSAMBODHI株式会社は、当社との間で、当社の企業価値向上を目的としたコンサルティング契約を締結しております。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。

齋藤 徳明

a. 処分予定先の概要	氏名	齋藤 徳明
	住所	東京都目黒区
	職業の内容	会社役員
b. 当社と処分予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。

株式会社プロパティユース

a. 処分予定先の概要	名称	株式会社プロパティユース
	所在地	東京都新宿区新宿一丁目14番12号玉屋ビル3F
	代表者の役職・氏名	代表取締役 竹内 教奏
	事業の内容	不動産の売買、仲介、管理、賃貸並びに所有他
	資本金	9,000万円
	主たる出資者及びその出資比率	竹内教奏 100.0%
b. 当社と処分予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。

山中央ファイナンス合同会社

a. 処分予定先の概要	名称	山中央ファイナンス合同会社
	所在地	東京都目黒区中町一丁目26番22号
	代表者の役職・氏名	代表社員 大塚 泰真
	事業の内容	売上債権のファクタリング業、経営コンサルティング業
	資本金	1万円
	主たる出資者及びその出資比率	中田奈緒美 99.0%
b. 当社と処分予定先との間の関係	出資関係	当社は、2026年5月27日付「外部協力者に対する第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ」に記載のとおり、当社の企業価値向上を目的としたコンサルティング契約に基づく対価として、主たる出資者の中田匡紀氏が取締役を務めるSAMBODHI株式会社に対して当社自己株式（60,000株）を割り当てております。
	取引関係	主たる出資者の配偶者である中田匡紀氏が取締役を務めるSAMBODHI株式会社は、当社との間で、当社の企業価値向上を目的としたコンサルティング契約を締結しております。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。

中田 奈緒美

a. 処分予定先の概要	氏名	中田 奈緒美
	住所	三重県津市
	職業の内容	会社員
b. 当社と処分予定先との間の関係	出資関係	当社は、2026年5月27日付「外部協力者に対する第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ」に記載のとおり、当社の企業価値向上を目的としたコンサルティング契約に基づく対価として、中田奈緒美氏の配偶者である中田匡紀氏が取締役を務めるSAMBODHI株式会社に対して当社自己株式（60,000株）を割り当てております。
	取引関係	中田奈緒美氏の配偶者である中田匡紀氏が取締役を務めるSAMBODHI株式会社は、当社との間で、当社の企業価値向上を目的としたコンサルティング契約を締結しております。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。

株式会社ファブリス

a. 処分予定先の概要	名称	株式会社ファブリス
	所在地	東京都港区港南二丁目15番1号
	代表者の役職・氏名	代表取締役 松井 琢磨
	事業の内容	企業の買収、合併、会社分割、株式交換・移転、営業譲渡、資本提携、業務提携等の企画立案、斡旋及びその仲介業務並びにそれらに関するコンサルティング業務他
	資本金	500万円
	主たる出資者及びその出資比率	松井琢磨 100.0%
b. 当社と処分予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。

高橋 俊雄

a. 処分予定先の概要	氏名	高橋 俊雄
	住所	東京都大田区
	職業の内容	会社役員
b. 当社と処分予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。

(注) 1. 「割当予定先の概要」欄、「当社と割当予定先との間の関係」欄は、別途時点を明記していない限り本届出書提出日現在におけるものであります。

2. 「主たる出資者及びその出資比率」は、出資比率10%未満の出資者は、記載を省略しております。

c. 処分しようとする株式の数

処分予定先の名称	処分株式数	
株式会社Ararik	普通株式	1,226,500株
中田 匡紀	普通株式	93,700株
齋藤 徳明	普通株式	46,800株
株式会社プロパティユース	普通株式	31,200株
山央ファイナンス合同会社	普通株式	23,400株
中田 奈緒美	普通株式	23,400株
株式会社ファブリス	普通株式	15,600株
高橋 俊雄	普通株式	15,600株

d. 処分予定先の選定理由

当社は、2026年6月1日付適時開示資料「株式会社TIGEREYEの株式取得（持分法適用関連会社化）に関する譲渡予約契約締結のお知らせ～次世代の社会基盤を目指すAI企業への資本参加～」にて、TIGEREYE社株式の議決権の21.0%を取得するため、TIGEREYE社の株主8名と株式譲渡予約契約を締結し、2026年7月の予定で、TIGEREYE社を当社の持分法適用関連会社とすることを開示しておりました。

当社は、当初、2026年5月初旬、当社のコンサルティング契約締結先であるSAMBODHI株式会社（2026年5月27日付開示資料「外部協力者に対する第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」、旧商号はクリエイトキャピタル株式会社）より、TIGEREYE社の2番目（35.7%）の株主の株式会社Ararikなど、一部株主がTIGEREYE社株式を売却したい意向があるとのことで、TIGEREYE社株式取得の提案を受け、検討を行ってまいりました。

SAMBODHI株式会社を通じ、TIGEREYE社株主と協議を進めた結果、うち8名が合計945株のTIGEREYE社株式の売却を希望し、当社はこのすべてを取得することを決定いたしました。

当社は、2026年6月23日開催の取締役会で、TIGEREYE社を当社の持分法適用関連会社とするスキームに関して、当社が譲渡株主から取得するTIGEREYE社株式945株について譲渡株主に対して現金を支払うのではなく譲渡株主より現物出資を受けて当該株式取得の対価の支払いのために当社が本自己株式処分を実施することへ変更する旨を決議いたしました。

当社では、当初、自己資金により、処分予定先からTIGEREYE社株式を取得するスキームを想定しておりましたが、処分予定先と協議した結果、処分予定先がTIGEREYE社の持分法適用関連会社化による当社の企業価値向上を期待し、現金でなく当社株式を対価としたTIGEREYE社株式の譲渡を希望したこと、また、当社としてもM&Aの買収資金として活用することに備える目的で取得した自己株式を活用することにより効率的にTIGEREYE社株式を取得できることから、持分法適用関連会社化のスキームを変更いたしました。

また、別途、TIGEREYE社株式取得資金の調達方法について、金融機関からの借入についても検討いたしました。当社の財務体質に対する影響や金融機関との協議に要する時間も勘案し、自己株式を活用することとした。

した。

なお、本自己株式処分に伴い現物出資の対象となるTIGEREYE社株式の価値については、第三者算定機関によるTIGEREYE社株式の価値算定結果（1株当たり315,060円～385,074円）を同社株式の公正価値の基礎としております。

（TIGEREYE社株式を取得(持分法適用関連会社化)する理由）

当社は、これまで、安定した家賃収入の見込める不動産収益物件を中心とした投資事業を行ってまいりましたが、現在、不動産収益物件売却やエクイティファイナンスによるキャッシュフローの確保、また、M & Aにおける買収資金として活用するための自己株式の取得も行い、M & Aやエクイティ投資を中心とした、収益性や将来性・成長性が見込める案件への投資の強化に取り組んでおります。

とりわけ、日進月歩の勢いで成長し、将来性も見込まれるAIに関しては、連結子会社や持分法適用関連会社として当社連結業績に反映させるべく、NASDAQ BALTIC上場の当社子会社Estonian Japan Trading Company ASを通じ、AIスタートアップ企業の育成も力を入れているエストニアの情報も収集しておりますが、今般、2026年5月27日付開示資料「外部協力者に対する第三者割当による自己株式に関するお知らせ」のとおり、当社企業価値向上を目的としたコンサルティング契約の対価として、当社自己株式の割当を行った、SAMBODHI株式会社（旧商号はクリエイトキャピタル株式会社）から、TIGEREYE社の持分法適用関連会社化について、提案を受け、協議・検討を進めてまいりました。

TIGEREYE社は、視覚・音声・言語を融合した高精度なAI制御技術を軸に、画像解析やLLM(注)などのプラットフォームフォーマーとして、顔認証システムや対話型アバターなどサービスを提供しています。

コクヨ株式会社と、共同特許に基づく、AI・ロボティクス領域におけるサービス開発パートナー契約を締結している他、株式会社KDDIテクノロジーズ、ソフトバンクロボティクス株式会社、株式会社日立システムズなど大手企業とも強力な協力体制を構築しております。

既に、顔認識・カメラ認識系AIプロダクトである「顔パスシリーズ」は、役職員等の、入退室管理やストレスチェックに活用され、マンションやホテル、会員制施設など導入されています。

対話型アバターも、大手病院をはじめ、様々な導入実績がございます。

民間企業のみならず、その高い技術力が評価され、警視庁や総務省など、公共分野でも採用されております。

当社といたしましても、今回の資本参加を機会に、TIGEREYE社を今後のAI分野における、成長戦略のパートナーにしていきたいと考えております。

(注) LLM (large language model、大規模言語モデル)とは、多数のパラメータ（数千万から数十億）を持つ人工ニューラルネットワークで構成されるコンピュータ言語モデルで、膨大なラベルなしテキストを使用して自己教師あり学習または半教師あり学習によって訓練が行われます。

TIGEREYE社の概要は以下のとおりです。

(2026年6月23日現在)

(1) 名称	株式会社TIGEREYE
(2) 所在地	東京都中央区晴海一丁目8番8号晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーW棟18階
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 上村 学
(4) 事業内容	1. コンピュータビジョン技術及びAIの企画、開発、設計、販売及び保守 2. 顔認証技術やコンピュータビジョン認識を用いた各種システムの企画、開発、設計、販売及び保守 3. アプリケーションサービスの企画、開発、設計、販売及び保守 4. 前各号に関連するコンピュータシステム・サーバー等の企画、設計、構築、運用、監視及び管理サービス 5. 人工知能(AI)及びIT(情報技術)に関する教育、研修、セミナーの企画、立案、運営並びにそれらのコンサルティング 6. eラーニングその他の教育コンテンツの企画、開発、制作、販売及び配信 7. 企業のデジタルトランスフォーメーション(DX)推進並びにAI及びITの導入に関するコンサルティング、指導及び運用支援業務 8. 人材育成、職業能力開発に関する教育研修事業及び各種セミナーの開催 9. 前各号に関連する各種コンサルティング 10. 前各号に関連する販売代理店の募集、経営指導及び管理 11. 前各号に関連する導入支援 12. 前各号に関連する周辺機器の企画、製造、販売及び輸出入 13. 前各号に附帯又は関連する一切の事業
(5) 資本金	214,625,000円
(6) 設立年月日	2023年7月7日
(7) 大株主及び持株比率	株式会社ダブリューエクスシー 36.1%、株式会社Ararik 35.7%、株式会社京仁 17.8%
(8) 当社と当該会社との関係	資本関係、人的関係、取引関係ともありません。関連当事者に該当いたしません。
(9) 経営成績及び財政状態	相手先との秘密保持契約に基づき、非開示とさせていただきます。

（処分の目的及び理由）

当社は、TIGEREYE社株式945株（1株当たり1株当たり350,000円、総額330,750千円、TIGEREYE社発行済株式の21.0%）を、処分予定先より取得いたします。なお、処分予定先より取得する株式価額の支払いに関しては、本自己株式処分によるものとする予定です。

e．株券等の保有方針

処分予定先は、本自己株式処分により取得する株式を、純投資目的で取得する意向であります。当社は、各処分予定先から受領した株式取得に関する意向表明書に基づき、本自己株式処分により取得する当社普通株式について、純投資目的で取得する意向であることを確認しております。

但し、当社と各処分予定先との間で締結される総数引受契約書において、各処分予定先が、本自己株式処分により取得する株式のうち、半数は2026年12月1日まで、残り半数は2027年6月1日までの間をロックアップ期間とし、当社の承諾なく、処分することができない旨、定めております。

なお、当社は処分予定先から、割当後2年間において当該株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を受領する予定であります。

f．払込みに要する資金等の状況

処分予定先が保有するTIGEREYE社株式の現物出資による払込みのため、該当事項はありません。

なお、処分予定先のTIGEREYE社株式の保有状況をTIGEREYE社の2026年5月1日現在の株主名簿をもつての確認を実施することで、払込に要する財産の所在確認を行っております。

なお、現物出資の目的となる財産については、会社法第207条第1項の定めにより、原則として検査役による調査が必要とされておりますが、同条第9項第4号において、現物出資財産の価額が相当であることについて弁護士、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の証明を受けた場合には、検査役による調査は不要とされております。

本自己株式処分において現物出資の目的となる財産は、処分予定先が保有する株式会社TIGEREYEの普通株式945株であり、その価額は330,750,000円であります。当社は、当該現物出資財産の価額の相当性について、2026年6月22日付で、当社及び処分予定先から独立した公認会計士である合同会社LRプラス 代表社員 公認会計士 山田幸平氏より、会社法第207条第9項第4号に基づく証明書を取得しております。

当該証明書においては、2026年4月30日時点における株式会社TIGEREYEの株式価値について、2026年5月29日付の東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（住所：東京都千代田区永田町一丁目11番28号、代表取締役：能勢元、以下、「TFA社」といいます。）が作成した株式価値評価書及び2026年5月1日付の株式会社TIGEREYEの株主名簿を調査した結果、現物出資財産である株式会社TIGEREYE普通株式945株の価額330,750,000円が相当であることが確認されております。

したがって、本自己株式処分における現物出資財産については、会社法第207条第9項第4号に基づき、検査役による調査は不要であるものと判断しております。

g．処分予定先及び関係先の実態

当社は、処分予定先が暴力団等の反社会的勢力であるか否かについて、独自に専門の第三者調査機関であるリスクプロ株式会社（住所：東京都千代田区九段南二丁目3番14号靖国九段南ビル2階 代表取締役：小坂橋仁）に調査を依頼し、2026年6月15日付で、同社より調査報告書を受領しました。当該調査報告書において、当該処分予定先及びその関係者が反社会的勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けております。上記のとおり処分予定先が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しており、別途その旨の確約書を株式会社東京証券取引所に提出していません。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性

本自己株式処分の払込金額は、処分予定先との協議の結果、本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前取引日である2026年6月22日の株式会社東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値である211円を基準として、1株につき224円といたしました。

日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（2010年4月1日付 以下、「日証協指針」といいます。）によると、第三者割当により自己株式の処分を行う場合には、その払込金額は原則として自己株式の処分に係る取締役会決議の直前日の価額（直前日における売買がない場合は、当該直前日から遡った直前日の価額）を基準として決定することとされております。

当社は、日証協指針における原則的な考え方に従い、本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前取引日の終値を基準として払込金額を決定することが、当社普通株式の客観的な市場価格を反映した算定方法であり、合理的であると判断いたしました。

なお、本自己株式処分の払込金額は、本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前取引日の終値である211円から6.16%のプレミアム、当該直前取引日までの1カ月間の終値平均である219.67円から1.97%のプレミアム、当該直前取引日までの3カ月間の終値平均である220.21円から1.72%のプレミアム、当該直前取引日までの6カ月間の終値平均である220.43円から1.62%のプレミアムとなっております。

上記払込金額は、本取締役会決議日の直前営業日並びに直前1カ月間、直前3カ月間及び直前6カ月間の終値の平均値に0.9を乗じた額以上の価額であることから、当社は本第三者割当が特に有利な価格での発行に明らかに該当しないものと判断しております。なお、かかる考え方は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠したものととなっております。

また、本第三者割当に係る取締役会におきまして、当社監査役3名（うち社外監査役3名）全員から、本第三者割当に係る取締役会に出席の上、上記の算定根拠に基づく払込金額の決定は、当社普通株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準にし、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、当社の直近の財政状態及び経営成績等を勘案し、適正かつ妥当であり、処分予定先に特に有利ではなく、適法である旨の意見を得ております。

（TIGEREYE社株式の価値の算定）

TIGEREYE社の普通株式の株式価値（当社の取得するTIGEREYE社株式945株の価値）330,750,000円の算定においては、当社は、当社及び処分予定先から独立した第三者であるT F A社に対し、価値算定を依頼し、2026年6月22日付で株式価値算定書を取得しております。なお、T F A社は、当社及びTIGEREYE社の関連当事者には該当せず、当社及びTIGEREYE社との間で重要な利害関係を有しません。

T F A社は、類似会社比準方式を採用して、TIGEREYE社普通株式の価値を算定しています。類似会社比準方式では、TIGEREYE社の2027年6月期の業績予想を考慮し、類似する上場会社のPERと比較してTIGEREYE社の企業価値や株式価値を分析し、普通株式の1株当たりの価値の範囲を315,060円～385,074円と算定しております。

なお、当該2027年6月期の業績予想については、TIGEREYE社の2026年6月期の進行状況及び足元の業績推移を踏まえて策定されたものであります。当社は、TIGEREYE社より受領した2026年4月末時点の残高試算表その他関連資料を確認し、同社の2026年6月期の足元業績について一定の進捗を確認しております。

もっとも、2026年6月期の最終着地が当初計画から大きく乖離し、当該業績予想の前提に重要な影響を及ぼす場合には、2027年6月期業績予想の合理性についても再検証が必要になるものと認識しておりますが、現時点においては、主要案件の進捗状況、継続案件の積み上がり及び新規案件の受注状況等を総合的に勘案し、2027年6月期に一定の黒字を確保するとの前提には合理性があるものと判断しております。

なお、当該2027年6月期の業績予想については、TIGEREYE社の2026年6月期の進行状況及び足元の業績推移を踏まえて策定されたものであります。当社は、TIGEREYE社より受領した2026年4月末時点の残高試算表その他関連資料を確認し、同社の2026年6月期の足元業績について一定の進捗を確認しております。

もっとも、2026年6月期の最終着地が当初計画から大きく乖離し、当該業績予想の前提に重要な影響を及ぼす場合には、2027年6月期業績予想の合理性についても再検証が必要になるものと認識しておりますが、現時点においては、主要案件の進捗状況、継続案件の積み上がり及び新規案件の受注状況等を総合的に勘案し、2027年6月期に一定の黒字を確保するとの前提には合理性があるものと判断しております。

当社はT F A社によるTIGEREYE社の株式価値の算定結果を参考に、TIGEREYE社の株式価値について財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、処分予定先と慎重に協議を重ねた結果、1株当たりの価値について350,000円が妥当であるとの判断に至り、合意いたしました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分により処分する株式数は、1,476,200株（議決権数14,762個）であり、本有価証券届出書提出日（2026年6月23日）前6カ月以内に行われた第三者割当により割当られた株式数1,700,400株（議決権数17,004個）並びに第18回新株予約権に係る潜在株式数5,000,000株（議決権数50,000個）と合算して、8,176,600株（議決権数81,766個）となり、2026年4月30日現在の発行済株式総数31,806,190株（議決権数303,557個）から、本有価証券届出書提出日（2026年6月23日）前6カ月以内に行われた第三者割当により割当られた株式数並びに第18回新株予約権に係る潜在株式数を調整した株式数26,165,790株（議決権数247,153個）に対して、31.25%（議決権比率33.08%）の希薄化が生じます。

また、本自己株式処分により処分する株式数1,476,200株に対して、当社株式の過去6カ月間における1日あたり平均出来高は、95,213株であり、2年間（245日/年間営業日数で計算）で売却すると仮定した場合の1日当たりの株式数は約3,013株（上記1日あたりの平均出来高の3.16%）となり、これらの売却が市場内にて短期間で行われた場合には、当社の株価に影響を与える恐れがありますが、本自己株式処分が及ぼす株価への影響は限定的なものになると考えております。また、交付した株式が適時適切に市場で売却されることにより、当社株式の流動性向上に資することが期待されます。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本自己株式処分により処分する株式数は、1,476,200株（議決権数14,762個）であり、本有価証券届出書提出日（2026年6月23日）前6カ月以内に行われた第三者割当により割当られた株式数1,700,400株（議決権数17,004個）並びに第18回新株予約権に係る潜在株式数5,000,000株（議決権数50,000個）と合算して、8,176,600株（議決権数81,766個）となり、2026年4月30日現在の議決権数303,557個から、本有価証券届出書提出日（2026年6月23日）前6カ月以内に行われた第三者割当により割当られた株式数並びに第18回新株予約権に係る潜在株式数を調整した議決権数247,153個に対して、33.08%と25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意（23 - 6）」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決数の 割合	割当後の所 有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
アートポートインベスト株式会社	東京都港区六本木7丁目6-5	11,634	38.60%	11,634	36.80%
株式会社ぼると	東京都福生市北田園2丁目1-3 エトワールB201	4,026	13.36%	4,026	12.74%
TOTAL NETWORK HOLDINGS LIMITED(常任代理人：三浦法律事務所 弁護士 寺田昌弘)	(常任代理人)東京都千代田区大手町1丁目5-1大手町ファーストスクエアイーストタワー3階	2,417	8.02%	2,417	7.65%
株式会社Ararik	東京都渋谷区代官山町17-1			1,226	3.88%
PCKキャピタル有限責任事業組合	東京都荒川区東尾久1丁目30-12-408	1,000	3.32%	1,000	3.16%
株式会社Colors Japan	大阪府大阪市中央区南本町2丁目1-1	661	2.20%	661	2.09%
園部 皓志	東京都港区	580	1.93%	580	1.84%
KGI ASIA LIMITED-CLIENT ACCOUNT(常任代理人：香港上海銀行東京支店 セキュリティーズ・サービシズ・オペレーションズ部長 角田武士)	東京都中央区日本橋3丁目11-1	338	1.12%	338	1.07%
楽天証券株式会社共有口	東京都港区南青山2丁目6-21	332	1.10%	332	1.05%
株式会社ケイ・アイ・シー	東京都杉並区浜田山2丁目9-2	250	0.83%	250	0.79%
KAY LEO BROTHERS LIMITED(常任代理人：山内真澄)	(常任代理人)東京都渋谷区	200	0.66%	200	0.63%
計	-	21,442	71.14%	22,668	71.70%

- (注) 1. 所有株式数につきましては、2026年4月30日時点の株主名簿の記載された数値に基づき、2026年5月11日付第三者割当による新株式発行並びに2026年6月12日付第三者割当による自己株式処分と、2026年5月8日並びに2026年5月21日に実施した自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の取得による影響を加味し、記載しております。
2. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2026年4月30日現在の議決権数303,557個に基づき、2026年5月11日付第三者割当による新株式発行による増加（10,000個）、2026年6月12日付第三者割当による自己株式処分による増加（600個）、2026年5月8日並びに2026年5月21日に実施した自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の取得による減少（12,760個）を調整した301,397個に対する割合を記載しております。
3. 「割当後の所有株式数」は本自己株式処分による割当予定数の全てについて払込がなされた場合に交付される株式の数に「所有株式数」に記載した株式数を加算した数を記載しております。また、「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本自己株式処分の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。
4. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

a. 大規模な第三者割当を行うこととした理由

当社は、これまで、安定した家賃収入の見込める不動産収益物件を中心とした投資事業を行ってまいりましたが、現在、不動産収益物件売却やエクイティファイナンスによるキャッシュフローの確保、また、M&Aにおける買収資金として活用するための自己株式の取得も行い、M&Aやエクイティ投資を中心とした、収益性や将来性・成長性が見込める案件への投資の強化に取り組んでおります。

とりわけ、日進月歩の勢いで成長し、将来性も見込まれるAIに関しては、連結子会社や持分法適用関連会社として当社連結業績に反映させるべく、NASDAQ BALTIC上場の当社子会社Estonian Japan Trading Company ASを通じ、AIスタートアップ企業の育成も力を入れているエストニアの情報も収集しておりますが、今般、2026年5月27日付開示資料「外部協力者に対する第三者割当による自己株式に関するお知らせ」のとおり、当社企業価値向上を目的としたコンサルティング契約の対価として、当社自己株式の割当を行った、SAMBODHI株式会社（旧商号はクリエイトキャピタル株式会社）から、TIGEREYE社の持分法適用関連会社化について、提案を受け、協

議・検討を進めてまいりました。

TIGEREYE社は、視覚・音声・言語を融合した高精度なA I制御技術を軸に、画像解析やLLM(注)などのプラットフォームとして、顔認証システムや対話型アバターなどサービスを提供しています。

コクヨ株式会社と、共同特許に基づく、A I・ロボティクス領域におけるサービス開発パートナー契約を締結している他、株式会社KDDIテクノロジーズ、ソフトバンクロボティクス株式会社、株式会社日立システムズなど大手企業とも強力な協力体制を構築しております。

既に、顔認識・カメラ認識系A Iプロダクトである「顔パスシリーズ」は、役職員等の、入室管理やストレスチェックに活用され、マンションやホテル、会員施設など導入されています。

対話型アバターも、大手病院をはじめ、様々な導入実績がございます。

民間企業のみならず、その高い技術力が評価され、警視庁や総務省など、公共分野でも採用されております。

本自己株式処分は、TIGEREYE社株式の議決権の21.0%を取得することにより、TIGEREYE社を持分法適用関連会社とするために行うもので、TIGEREYE社の持分法適用関連会社とすることにより、当社の企業価値向上を期待するとともに、TIGEREYE社を今後のA I分野における、当社の成長戦略のパートナーにしていきたいと考えております。

b. 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

本自己株式処分により処分する株式数は、1,476,200株(議決権数14,762個)であり、本有価証券届出書提出日(2026年6月23日)前6カ月以内に行われた第三者割当により割当られた株式数1,700,400株(議決権数17,004個)並びに第18回新株予約権に係る潜在株式数5,000,000株(議決権数50,000個)と合算して、8,176,600株(議決権数81,766個)となり、2026年4月30日現在の議決権数303,557個から、本有価証券届出書提出日(2026年6月23日)前6カ月以内に行われた第三者割当により割当られた株式数並びに第18回新株予約権に係る潜在株式数を調整した議決権数247,153個に対して、33.08%の希薄化が生じます。

しかしながら、当社は、大規模な希薄化を伴ってでも、前記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 処分予定先 d. 処分予定先の選定理由」に記載のとおり、本自己株式処分により、TIGEREYE社の持分法適用関連会社とすることが、既存株主の皆様にとっても有益であり、発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると当社取締役会においても判断しております。

また、当社は、本第三者割当につきまして、企業行動規範上の手続きとして、第三者委員会の意見入手により、既存株主の利益保護及び取引の公正性の確保を図ることとしております。

一方で、株主の意思確認の手続きとして臨時株主総会に付議することにつきましては、現時点において、本件株式取得の実行時期との関係で、迅速かつ機動的な投資実行の必要性を踏まえ、採用しないことと判断しております。

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本自己株式処分により処分する株式数は、1,476,200株(議決権数14,762個)であり、本有価証券届出書提出日(2026年6月23日)前6カ月以内に行われた第三者割当により割当られた株式数1,700,400株(議決権数17,004個)並びに第18回新株予約権に係る潜在株式数5,000,000株(議決権数50,000個)と合算して、8,176,600株(議決権数81,766個)となり、2026年4月30日現在の議決権数303,557個から、本有価証券届出書提出日(2026年6月23日)前6カ月以内に行われた第三者割当により割当られた株式数並びに第18回新株予約権に係る潜在株式数を調整した議決権数247,153個に対して、33.08%の希薄化が生じ、本自己株式処分に係る希薄化率が25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条の規定に基づき、経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は当該割当に係る株主総会決議などによる株主の意思確認手続のいずれかが必要となります。

当社は、本自己株式処分について、株式の発行を伴うものの、迅速にTIGEREYE社の持分法適用関連会社とすることのメリットを鑑みると、本第三者割当に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続きを経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでに日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した第三者委員会による本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見の入手することといたしました。

当社は、当社及び割当予定先との間に利害関係のない社外有識者である小井土直樹氏(銀座みゆき通り法律事務所 東京都中央区銀座六丁目12番1号)、山中大輔氏(当社社外取締役、弁護士)、家形 博氏(当社社外監査役)の3名によって構成される第三者委員会(以下「本第三者委員会」といいます。)に、本第三者割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を2026年6月22日に入手しております。

小井土直樹氏は、当社が2023年1月に当社の当時の会計監査人宛に届いた匿名文書に関して調査するために、2023年2月21日から同年11月16日まで調査を行った当社監査役会が行った調査への協力を委託(以下、「本件業務委託」といいます。)し、当社から業務委託料4,450千円を受領いたしました。但し、小井土直樹氏は、本件業務委託に加え、本第三者割当に係る第三者委員会としての業務以外には、当社との取引関係はなく、当社は、社外取締役並びに社外監査役と同様に、経営者から一定程度独立した者に該当するものと判断いたしました。

なお、本第三者委員会の意見の概要(意見書より抜粋)は以下の通りです。

当委員会の意見

- 1 本件処分の目的の妥当性・必要性は認められ、本件処分の主たる目的が合理的な関連会社取得にあると見込まれ、会社の経営支配権の維持、強化を目的としないものと認められる。
- 2 本件処分により既存株主に対して希薄化がなされ一定の不利益が生じることは否めないものの、本件処分により取得した関連会社の持分法適用により当社の中長期的な企業価値向上が見込まれ、希薄化の規模も相当である。
- 3 処分予定先についても、反社会的勢力との関係もうかがえず、合理性が見込まれる。
- 4 処分金額の相当性についても、当社の状況に鑑み、当社普通株式については、直近株価に6.16%のプレミアム

をした価格に相当する価格としているが、日証協指針に準じて定められ、また、TIGEREYE社の株式評価も当社と利害関係を有しない第三者機関の株式価値算定評価に基づき行われ、有利処分に該当せず、妥当と認められる。

5 他手段との比較についても、当社における現預金等の自己資金を活用することや、銀行融資や社債発行によるのでは、当社の財務状況に悪影響を及ぼしかねないこと等の事情を踏まえれば、第三者割当による自己株式処分により関連会社の株式を取得することに関して合理性が認められる。

当委員会の意見の理由

当委員会は、会社からの諮問を受けて、会社より、TIGEREYE社の株式取得の目的に関する資料、当社の株価推移に関する資料を含む関係資料等の提供を会社から受けた。委員会においても貴社に関する開示資料(適時開示及び法定開示を含むがこれらに限られない。)、市場株価等の公表資料や算定機関作成の株式価値算定書等の入手を行い、検討を行った。

上記の検討結果に基づき、当委員会は上記のとおり意見を述べるものであるが、意見の理由は以下のとおりである。

1 本処分の必要性について

(1) 本処分の必要性及び目的について

当社は、これまでは、安定した家賃収入の見込める不動産収益物件を中心とした投資事業を行ってきたが、現在、不動産収益物件売却やエクイティ・ファイナンスによるキャッシュフローの確保、また、M & Aにおける買収資金として活用するための自己株式の処分も行い、M & Aやエクイティ投資を中心とした、収益性や将来性・成長性を見込める案件への投資の強化に取り組んでいる。

とりわけ、日進月歩の勢いで成長し、将来性も見込まれるAIに関しては、連結子会社や持分法適用関連会社として当社連結業績に反映させるべく、NASDAQ BALTIC上場の当社子会社Estonian Japan Trading Company ASを通じ、AIスタートアップ企業の育成も力を入れているエストニアの情報も収集しているが、今般、2026年5月27日付開示資料「外部協力者に対する第三者割当による自己株式に関するお知らせ」のとおり、当社企業価値向上を目的としたコンサルティング契約の対価として、当社自己株式の割当を行った、SAMBODHI株式会社から、TIGEREYE社の持分法適用関連会社化について、提案を受け、協議・検討を進めてきた。

TIGEREYE社は、視覚・音声・言語を融合した高精度なAI制御技術を軸に、画像解析やLLMなどのプラットフォームとして、顔認証システムや対話型アバターなどサービスを提供している。

当社としても、今回の資本参加を機会に、TIGEREYE社を今後のAI分野における、成長戦略のパートナーにしていきたいと考えている。

以上の事情を考慮すると、当社がTIGEREYE社を持分法適用関連会社とする必要性が認められる。

(2) 第三者割当による自己株式処分を選択したことの必要性について

本第三者割当は、既存株主に対して、相応の希薄化の影響を与えることになる。当社における現預金等の自己資金を活用することや、銀行融資や社債発行により資金調達をしたうえで、TIGEREYE社の株式を取得することについては、当社の財務に対する影響やその他の投資案件への迅速な対応のために資金余力を残す必要性等を考慮すると、自己株式を処分してTIGEREYE社の株式を取得することには必要性が認められる。

2 本件第三者割当の相当性について

(1) 本件第三者割当における処分条件の相当性について

自己株式処分の払込金額は、処分予定先との協議の結果、本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前取引日である2026年6月22日の株式会社東京証券取引所スタンダード市場における終値である211円を基準とし、1株につき224円とした。

日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(2010年4月1日付以下、「日証協指針」といいます。)によると、第三者割当により自己株式の処分を行う場合には、その払込金額は原則として自己株式の処分に係る取締役会決議の直前日の価額(直前日における売買がない場合は、当該直前日から遡った直近日の価額)を基準として決定することとされている。

なお、本自己株式処分の払込金額は、本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前取引日の終値である211円から6.16%のプレミアム、当該直前取引日までの1カ月間の終値平均である219.67円から1.97%のプレミアム、当該直前取引日までの3カ月間の終値平均である220.21円から1.72%のプレミアム、当該直近取引日までの6カ月間の終値平均である220.43円から1.62%のプレミアムとなっている。

上記払込金額は、本取締役会決議日の直前営業日の終値の平均値に0.9を乗じた額以上の価額であることから、当社は本第三者割当が特に有利な価格での発行に明らかに該当しないものと判断しているとのことである。なお、かかる考え方は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠したものとなっている。

(TIGEREYE社株式の価値の算定)

TIGEREYE社の普通株式の株式価値(当社の取得するTIGEREYE社株式945株の価値)330,750,000円の算定においては、当社は、当社及び処分予定先から独立した第三者である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(以下、「TFA社」といいます。)に対し、価値算定を依頼し、2026年6月22日付で株式価値算定書を取得しているとのことである。なお、TFA社は、当社及びTIGEREYE社の関連当事者には該当せず、当社及びTIGEREYE社との間で重要な利害関係を有しない。

TFA社は、類似会社比準方式を採用して、TIGEREYE社普通株式の価値を算定している。類似会社比準方式では、TIGEREYE社の2027年6月期の業績予想を考慮し、類似する上場会社のPERと比較してTIGEREYE社の企業価値や株式価値を分析し、普通株式の1株当たりの価値の範囲を315,060円~385,074円と算定している。

加えて、本自己株式処分において現物出資の目的となる財産は、処分予定先が保有する株式会社TIGEREYEの普通株式945株であり、その価額は330,750,000円である。当社は、当該現物出資財産の価額の相当性について、2026年

6月22日付で、当社及び処分予定先から独立した公認会計士である合同会社LRプラス 代表社員 公認会計士 山田幸平氏より、会社法第207条第9項第4号に基づく証明書を取得しているとのことである。

当社はT F A社によるTIGEREYE社の株式価値の算定結果を参考に、TIGEREYE社の株式価値について財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、処分予定先と慎重に協議を重ねた結果、1株当たりの価値について350,000円が妥当であるとの判断に至り、合意したとのことである。

当委員会としても、当社の株式については直近株価に若干のプレミアムを付した価格で算定しており日証協基準にも適合している。

T F A社が当社と継続的な取引関係は無く、当社及び処分予定先と独立した立場にあり、かつ、多くの上場企業及び非上場株式の株式等の算定について豊富な実績及び専門的知見を有していることを踏まえると、第三者算定機関としてT F A社を選定したことについて合理性が認められる。

更に、当委員会として、T F A社のTIGEREYE社公正価値算定に用いられた手法、評価の過程等について、特段の不合理な点はなく、公正価値の算定結果は妥当であると判断される。

その上で、当社及び処分予定先から独立した公認会計士の山田幸平氏による会社法第207条第9項第4号に基づく証明書を取得している。

したがって、株式会社TIGEREYE普通株式を1株当たり350,000円と評価して、当社自己株式を1株当たり224円で処分予定先に割り当てて処分することに相当性が認められる。

なお、現物出資財産であるTIGEREYE社普通株式945株の評価額330,750,000円と、本自己株式処分の処分総額330,668,800円との間に81,200円の差額が生じているが、当該差額について、現物出資財産の評価額を上回らない範囲で処分総額を設定しており、処分価値の相当性の判断に影響を及ぼさない。

3 処分予定先の選定の合理性について

会社は、TIGEREYE社の株主の一部を処分予定先として選定している。

当委員会としても、処分予定先は純投資目的で取得するとの意向であるが、TIGEREYE社の株式保有も確認され、反社会的勢力との関係性も認められない。また、選定にあたった経緯や処分予定先の紹介を受けた経緯等についても特段の問題は見当たらない。

今回の処分予定先の一部において、2026年5月27日付「外部協力者に対する第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ」に記載のとおり、当該コンサルティング契約に基づく対価として、中田匡紀氏が取締役を務めるSAMBODHI株式会社に対して当社自己株式（60,000株）を割り当てており、その関係者及び関係会社が含まれているが、特段処分予定先として不適切と認められる事情は存しない。

以上のとおり検討した結果を踏まえれば、処分予定先の選定の過程及びその結果について特段の問題があるといえず、合理的なものと認められる。

4 本第三者割当による自己株式の処分が著しく不公正な方法により行われたかについての検討

（1）会社法第210条2号において、自己株式の処分が著しく不公正な方法により行われ、株主の利益を害する場合は、株主は自己株式の処分について差止ができることとされている。

そのため、この点について検討する。

（2）自己株式の処分が著しく不公正な方法により行われ、株主の利益を害する場合は、原則として会社の支配権をめぐる争いがある状況において、専ら現経営陣が自己または会社に友好的な第三者に自己株式の処分をすることによって、支配権を維持・争奪する目的を達成しようとする場合をさすとして解される。

もっともそのような不当な目的が併存したとしても、資金調達目的が主たる目的と認められる場合は著しく不公正な方法によるものに該当しないとされている（東京地方裁判所平成元年7月25日決定・判例時報1317号28頁参照）。

（3）当社において、現時点で会社の支配権をめぐる争いがある状況にあるといえず、第1項で前述したところによれば、持分法適用関連会社の株式取得がその主たる目的であると認められ、当委員会としては、自己株式の処分が著しく不公正な方法により行われ、株主の利益を害する場合に該当しないと判断する。

5 大規模な第三者割当における企業行動規範の遵守について

（1）処分数量及び株式の希薄化の規模の合理性についての検討

会社としては、前記2項に記載のとおり、TIGEREYE社の株式取得が必要不可欠であり、当社グループの業績回復が進むことによって既存株主様の利益につながるものであることから自己株式の処分には必要性合理性があるといえるとしている。

本自己株式処分により処分する株式数は、1,476,200株（議決権数14,762個）であり、本有価証券届出書提出日（2026年6月23日）前の6カ月以内に行われた第三者割当により割り当てられた株式数1,700,400株（議決権数17,004個）並びに第18回新株予約権に係る潜在株式数5,000,000株（議決権数50,000個）と合算して、8,176,600株（議決権数81,766個）となり、2026年4月30日現在の発行済株式総数31,806,190株（議決権数303,557個）から、本有価証券届出書提出日（2026年6月23日）前の6カ月以内に行われた第三者割当により割り当てられた株式数並びに第18回新株予約権に係る潜在株式数を調整した株式数26,165,790株（議決権数247,153個）に対して、31.25%（議決権比率33.08%）の希薄化が生じる。

また、本自己株式処分により処分する株式数1,476,200株に対して、当社株式の過去6カ月間における1日あたり平均出来高は、95,213株であり、2年間（245日/年間営業日数で計算）で売却すると仮定した場合の1日当たりの株式数は約3,013株（上記1日あたりの平均出来高の3.16%）となり、これらの売却が市場内にて短期間で行われた場合には、当社の株価に影響を与える恐れがあるが、本自己株式処分が及ぼす株価への影響は限定的なものになると考えております。また、処分した株式が適時適切に市場で売却されることにより、当社株式の流動性向上に資することが期待されるとのことである。

当委員会としても、合理的な目的のもと、必要と認められた範囲内の数量の自己株式の処分及び希薄化に留まっ

ているものと認める。

(2) 大規模な第三者割当における企業行動規範の遵守について

本第三者割当増資に係る希薄化率が直近の割当と合算して25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条の規定に基づき、経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は当該割当に係る株主総会決議などによる株主の意思確認手続のいずれかが必要となる。

また、当社は、本自己株式処分について、企業行動規範上の手続きとして、第三者委員会の意見入手により、既存株主の利益保護及び取引の公正性の確保を図ることとしている。

一方で、株主の意思確認の手続きとして臨時株主総会に付議することについては、現時点において、本自己株式処分の実施時期との関係で、迅速かつ機動的な関連株式取得の必要性を踏まえ、採用しないことと判断している。

当委員会としても、株主総会決議を経ることなく、本自己株式処分を行うという判断についても、今回処分される株式の規模、内容や関連会社取得の緊要性を踏まえれば、経営者から一定程度独立した第三者委員会による本自己株式処分の必要性及び相当性に関する意見を入手して判断するというもので、既存株主の利益を損なうものといえず、当委員会としても会社が大規模な第三者割当における企業行動規範を遵守しているものと認める。

以上

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第102期、提出日2026年1月28日)及び半期報告書(第103期、提出日2026年6月12日)(以下、「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出後、本有価証券届出書提出日(2026年6月23日)までの間に生じた変更はありません。また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2026年6月23日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2 資本金の増減について

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第102期事業年度)に記載の資本金等は、当該有価証券報告書提出日(2026年1月28日)以後、本有価証券届出書提出日(2026年6月23日)までの間において、以下のとおり変化しております。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2026年1月29日 (注)1.		31,806,190		3,573,515	1,000,000	145,331
2026年5月11日 (注)2.	1,000,000	32,806,190	106,000	3,679,515	106,000	251,331

(注)1. 資本準備金の減少は、2026年1月29日開催の定時株主総会の決議に基づくものであり、減少額の全額をその

資本剰余金へ振り替えたものであります。

2. P C Kキャピタル有限責任事業組合を割当先とした第三者割当増資(発行価格212円 資本組入額106円)により、発行済株式総数が1,000,000株増加し、資本金及び資本準備金がそれぞれ106,000千円増加しております。

3 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第102期事業年度)の提出日(2026年1月28日)以降、本有価証券届出書提出日(2026年6月23日)までの間において、下記臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

1 提出理由

当社は、2026年1月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2026年1月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 資本準備金の額の減少の件

会社法第448条第1項に基づき、資本準備金の取崩しを行い、その他資本剰余金に振り替えることにより、分配可能額の充実を図り、剰余金の配当や自己株式取得による株主の皆様への還元策を安定的に行うためのものであります。

減少する資本準備金の額

2025年10月31日現在資本準備金1,145,331,108円のうち1,000,000,000円を減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えます。

資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2026年1月29日

第2号議案 定款一部変更の件

将来的な新株式発行に備え、第6条(発行可能株式総数)を変更するものであります。

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役として、高崎正年、サム・ガーボウ、山崎佳奈子、西村豊一、小船賢一、岩崎智彦、小久保直樹及び山中大輔の8氏を選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個) (注) 2	反対数 (個) (注) 2	棄権数 (個) (注) 2	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 資本準備金の額の減少の件	234,550	1,648	-	(注) 1	可決 (99.29%)
第2号議案 定款一部変更の件	233,679	2,519	-	(注) 1	可決 (98.92%)
第3号議案 取締役8名選任の件				(注) 2	
高崎正年	232,697	3,501	-		可決 (98.50%)
サム・ガーボウ	233,530	2,668	-		可決 (98.86%)
山崎佳奈子	233,523	2,675	-		可決 (98.85%)
西村豊一	233,538	2,660	-		可決 (98.86%)
小船賢一	233,619	2,579	-		可決 (98.89%)
岩崎智彦	234,357	1,841	-		可決 (99.21%)
小久保直樹	234,348	1,850	-		可決 (99.20%)
山中大輔	233,451	2,747	-		可決 (98.82%)
第4号議案 補欠監査役1名選任の件 サム・ガーボウ	234,269	1,929	-	(注) 2	可決 (99.17%)

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の3分の2賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

3. 賛成、反対及び棄権の個数は、事前行使及び当日出席の株主のうち、各議案に対する賛成、反対及び棄権の意思表示を確認できた議決権の数であります。また、賛成の割合の計算方法は、本株主総会に出席した株主の議決権の数（本総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分）に対する、前記の賛成の個数の割合であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(2026年5月8日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主でなくなるもの TOTAL NETWORK HOLDINGS LIMITED

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	32,011個	10.55%
異動後	24,179個	8.16%

(注) 1. 異動前の所有議決権の数並びに総株主等の議決権に対する割合は、2026年3月27日現在の株主名簿に基づき、記載しております。

2. 異動後の所有議決権の数は、TOTAL NETWORK HOLDINGS LIMITEDからの報告に基づき、2026年5月8日現在の所有議決権数を記載しております。

3. 異動後の総株主等の議決権に対する割合は、2026年3月27日現在の総議決権数（303,558個）から、2026年5月8日に取得した自己株式715,000株（議決権7,150個）を控除した総株主の議決権の数296,408個に基づき、算出

しております。

4．総株主等の議決権に対する割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(3) 当該異動の年月日

2026年5月8日

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 3,573,515,306円

発行済株式総数 普通株式 31,806,190株

4 自己株式の取得状況等について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2026年6月23日)までの間において、以下のとおり自己株式を取得しております。

(2026年2月9日提出の自己株券買付状況報告)

株式の種類 普通株式

1 取得状況

(1) 株主総会決議による取得の状況

該当事項はありません。

(2) 取締役会決議による取得の状況

2026年1月31日現在

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2025年12月12日)での決議状況 (取得期間 2026年1月30日～2026年1月31日)	2,500,000	500,000,000
報告月における取得自己株式(取得日)	月 日	
計		
報告月末現在の累計取得自己株式		
自己株式取得の進捗状況(%)		

(注) 取得期間は約定ベースで、取得自己株式は受渡ベースで記載しております。

2 処理状況

該当事項はありません。

3 保有状況

2026年1月31日現在

報告月末日における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	31,086,177
保有自己株式数	720,106

(2026年4月27日提出の自己株券買付状況報告の訂正報告)

1 自己株券買付状況報告書の訂正報告書の提出理由

2026年2月9日に提出いたしました自己株券買付状況報告書(報告期間 自 2026年1月1日 至 2026年1月31日)の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため自己株券買付状況報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 訂正事項

1 取得状況

(2) 取締役会決議による取得の状況

3 保有状況

3 訂正箇所

訂正箇所は____を付して表示しております。

(訂正前)

1 取得状況

(2) 取締役会決議による取得の状況

2026年1月31日現在

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2025年12月12日)での決議状況 (取得期間 2026年1月30日～2026年1月31日)	2,500,000	500,000,000

(後略)

3 保有状況

2026年1月31日現在

報告月末日における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	31,086,177
保有自己株式数	720,106

(訂正後)

1 取得状況

(2) 取締役会決議による取得の状況

2026年1月31日現在

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2025年12月12日)での決議状況 (取得期間 2026年1月30日～2026年12月11日)	2,500,000	500,000,000

(後略)

3 保有状況

2026年1月31日現在

報告月末日における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	31,806,190
保有自己株式数	720,106

(2026年3月16日の提出の自己株券買付状況報告)

株式の種類 普通株式

1 取得状況

(1) 株主総会決議による取得の状況

該当事項はありません。

(2) 取締役会決議による取得の状況

2026年2月28日現在

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2025年12月12日)での決議状況 (取得期間 2026年1月30日～2026年12月11日)	2,500,000	500,000,100
取得自己株式(取得日)		
	2月10日	1,271,100
	2月17日	33,200
	2月18日	7,800
	2月19日	8,300
	2月20日	11,000
	2月24日	10,600
計	1,342,000	316,091,100
報告月末現在の累計取得自己株式	1,342,000	316,091,100
自己株式取得の進捗状況(%)	53.64	63.22

(注) 取得期間および取得自己株式は約定日基準で記載しております。

2 処理状況

該当事項はありません。

3 保有状況

2026年2月28日現在

届出書提出日現在における保有状況	株式数（株）
発行済株式総数	31,806,190
保有自己株式数	2,062,106

(注) 保有自己株式数には、単元未満株式の買取りにより取得した自己株式を含んでおります。

(2026年4月27日提出の自己株券買付状況報告の訂正報告)

1 自己株券買付状況報告書の訂正報告書の提出理由

2026年3月16日に提出いたしました自己株券買付状況報告書（報告期間 自 2026年2月1日 至 2026年2月28日）の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため自己株券買付状況報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 訂正事項

1 取得状況

(2) 取締役会決議による取得の状況

3 訂正箇所

訂正箇所は__を付して表示しております。

(訂正前)

2026年2月28日現在

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2025年12月12日)での決議状況 (取得期間 2026年2月1日～2026年2月28日)	2,500,000	500,000,000

(後略)

(訂正後)

2026年2月28日現在

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2025年12月12日)での決議状況 (取得期間 2026年1月30日～2026年12月11日)	2,500,000	500,000,000

(後略)

(2026年4月15日提出の自己株券買付状況報告)

株式の種類 普通株式

1 取得状況

(1) 株主総会決議による取得の状況

該当事項はありません。

(2) 取締役会決議による取得の状況

2026年3月31日現在

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2025年12月12日)での決議状況 (取得期間 2026年1月30日～2026年12月11日)	2,500,000	500,000,000
報告月における取得自己株式(取得日)	月 日	
計		
報告月末現在の累計取得自己株式	1,342,000	316,091,100
自己株式取得の進捗状況(%)	53.64	63.22

(注) 取得期間は約定ベースで、取得自己株式は受渡ベースで記載しております。

- 2 処理状況
該当事項はありません。

3 保有状況

2026年3月31日現在

報告月末日における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	31,806,190
保有自己株式数	1,421,706

(注) 保有自己株式数には、単元未満株式の買取りにより取得した自己株式を含んでおります。

(2026年4月27日提出の自己株券買付状況報告の訂正報告)

1 自己株券買付状況報告書の訂正報告書の提出理由

2026年4月15日に提出いたしました自己株券買付状況報告書(報告期間 自 2026年3月1日 至 2026年3月31日)の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため自己株券買付状況報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 訂正事項

1 取得状況

(2) 取締役会決議による取得の状況

3 訂正箇所

訂正箇所は____を付して表示しております。

(訂正前)

2026年3月31日現在

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2025年12月12日)での決議状況 (取得期間 2026年3月1日～2026年3月31日)	2,500,000	500,000,000

(後略)

(訂正後)

2026年3月31日現在

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2025年12月12日)での決議状況 (取得期間 2026年1月30日～2026年12月11日)	2,500,000	500,000,000

(後略)

(2026年5月15日提出の自己株券買付状況報告)

株式の種類 普通株式

1 取得状況

(1) 株主総会決議による取得の状況

該当事項はありません。

(2) 取締役会決議による取得の状況

2026年4月30日現在

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2025年12月12日)での決議状況 (取得期間 2026年1月30日～2026年12月11日)	2,500,000	500,000,000
報告月における取得自己株式(取得日)	月 日	
計		
報告月末現在の累計取得自己株式	1,342,000	316,091,100
自己株式取得の進捗状況(%)	53.64	63.22

(注) 取得期間は約定ベースで、取得自己株式は受渡ベースで記載しております。

2 処理状況

該当事項はありません。

3 保有状況

2026年4月30日現在

報告月末日における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	31,806,190
保有自己株式数	1,421,706

(注) 保有自己株式数には、単元未満株式の買取りにより取得した自己株式を含んでおります。

(2026年6月15日提出の自己株券買付状況報告)

株式の種類 普通株式

1 取得状況

(1) 株主総会決議による取得の状況

該当事項はありません。

(2) 取締役会決議による取得の状況

2026年5月31日現在

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2025年12月12日)での決議状況 (取得期間 2026年1月30日～2026年12月11日)	4,100,000	820,000,000
報告月における取得自己株式(取得日)	5月12日 715,000	150,150,000
	5月26日 501,000	150,150,000
計	1,276,000	275,253,000
報告月末現在の累計取得自己株式	2,618,000	591,344,100
自己株式取得の進捗状況(%)	63.85	72.12

(注) 取得期間は約定ベースで、取得自己株式は受渡ベースで記載しております。

2 処理状況

該当事項はありません。

3 保有状況

2026年5月31日現在

報告月末日における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	32,806,190
保有自己株式数	2,697,706

(注) 保有自己株式数には、単元未満株式の買取りにより取得した自己株式を含んでおります。

(2026年6月15日提出の自己株券買付状況報告の訂正報告)

1 自己株券買付状況報告書の訂正報告書の提出理由

2026年3月16日に提出いたしました自己株券買付状況報告書(報告期間 自 2026年5月1日 至 2026年5月31日)の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため自己株券買付状況報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 訂正事項

1 取得状況

(2) 取締役会決議による取得の状況

3 訂正箇所

訂正箇所は____を付して表示しております。

(訂正前)

2026年5月31日現在

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2025年12月12日)での決議状況 (取得期間 2026年1月30日 ~ 2026年12月11日)	4,100,000	820,000,000
報告月における取得自己株式(取得日)	5月12日 715,000	150,150,000
	5月26日 501,000	150,150,000
計	1,276,000	275,253,000
報告月末現在の累計取得自己株式	2,618,000	591,344,100
自己株式取得の進捗状況(%)	63.85	72.12

(後略)

(訂正後)

2026年5月31日現在

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2026年5月18日)での決議状況 (取得期間 2026年1月30日 ~ 2026年12月11日)	4,100,000	820,000,000
報告月における取得自己株式(取得日)	5月12日 715,000	150,150,000
	5月26日 501,000	150,150,000
計	1,276,000	275,253,000
報告月末現在の累計取得自己株式	2,618,000	591,344,100
自己株式取得の進捗状況(%)	63.85	72.12

(後略)

(2026年6月16日提出の自己株券買付状況報告の訂正報告)

1 自己株券買付状況報告書の訂正報告書の提出理由

2026年3月16日に提出いたしました自己株券買付状況報告書(報告期間 自 2026年5月1日 至 2026年5月31日)の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため自己株券買付状況報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 訂正事項

1 取得状況

(2) 取締役会決議による取得の状況

3 訂正箇所

訂正箇所は___を付して表示しております。

(訂正前)

2026年5月31日現在

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2025年12月12日)での決議状況 (取得期間 2026年1月30日 ~ 2026年12月11日)	4,100,000	820,000,000
報告月における取得自己株式(取得日)	5月12日 715,000	150,150,000
	5月26日 501,000	150,150,000
計	1,276,000	275,253,000
報告月末現在の累計取得自己株式	2,618,000	591,344,100
自己株式取得の進捗状況(%)	63.85	72.12

(後略)

(訂正後)

2026年5月31日現在

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2026年5月18日)での決議状況 (取得期間 2026年1月30日～2026年12月11日)	4,100,000	820,000,000
報告月における取得自己株式(取得日)	5月8日 715,000	150,150,000
	5月26日 561,000	125,103,000
計	1,276,000	275,253,000
報告月末現在の累計取得自己株式	2,618,000	591,344,100
自己株式取得の進捗状況(%)	63.85	72.12

(後略)

(2026年6月18日提出の自己株券買付状況報告の訂正報告)

1 自己株券買付状況報告書の訂正報告書の提出理由

2026年3月16日に提出いたしました自己株券買付状況報告書(報告期間 自 2026年5月1日 至 2026年5月31日)の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため自己株券買付状況報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 訂正事項

1 取得状況

(2) 取締役会決議による取得の状況

3 訂正箇所

訂正箇所は____を付して表示しております。

(訂正前)

2026年5月31日現在

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2025年12月12日)での決議状況 (取得期間 2026年1月30日～2026年12月11日)	4,100,000	820,000,000
報告月における取得自己株式(取得日)	5月12日 715,000	150,150,000
	5月26日 501,000	150,150,000
計	1,276,000	275,253,000
報告月末現在の累計取得自己株式	2,618,000	591,344,100
自己株式取得の進捗状況(%)	63.85	72.12

(後略)

(訂正後)

2026年5月31日現在

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2026年5月18日)での決議状況 (取得期間 2026年1月30日 ~ 2026年12月11日)	4,100,000	820,000,000
報告月における取得自己株式(取得日)	5月8日 715,000	150,150,000
	5月22日 561,000	125,103,000
計	1,276,000	275,253,000
報告月末現在の累計取得自己株式	2,618,000	591,344,100
自己株式取得の進捗状況(%)	63.85	72.12

(後略)

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第102期)	自 2024年11月1日 至 2025年10月31日	2026年1月28日 関東財務局長に提出
訂正有価証券報告書	事業年度 (第102期)	自 2024年11月1日 至 2025年10月31日	2026年6月19日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第103期中)	自 2025年11月1日 至 2026年4月30日	2026年6月12日 関東財務局長に提出
訂正半期報告書	事業年度 (第103期中)	自 2025年11月1日 至 2026年4月30日	2026年6月19日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年1月22日

マーチャント・バンカーズ株式会社
取締役会 御中

フロンティア監査法人

東京都品川区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 藤 井 幸 雄

指定社員
業務執行社員 公認会計士 酒 井 俊 輔

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているマーチャント・バンカーズ株式会社の2024年11月1日から2025年10月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マーチャント・バンカーズ株式会社及び連結子会社の2025年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2025年12月12日開催の取締役会において、2026年1月29日開催予定の第102回定時株主総会に資本準備金の額の減少を付議すること、本株主総会付議議案の効力発生を条件として、自己株式取得に係る事項（会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく）について決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

マーチャント・バンキング事業における有形固定資産の減損について	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項(重要な会計上の見積り)に記載されているとおり、会社は当連結会計年度末の連結貸借対照表において不動産投資事業を主としたマーチャント・バンキング事業に係る有形固定資産を12,706,295千円計上しており、当該金額は、総資産の82.3%を占めている。</p> <p>会社は、マーチャント・バンキング事業の有形固定資産の減損の兆候の判定にあたり、物件単位でのグルーピングを行っており、間接費用配賦後の営業損益の継続的なマイナス、用途変更、経営環境の著しい悪化及び市場価格の著しい下落等が認められる場合、減損の兆候があると判定している。</p> <p>会社は当連結会計年度において、いずれの資産においても減損の兆候はないと判断している。</p> <p>当監査法人は、マーチャント・バンキング事業の有形固定資産残高に金額的重要性が高く、その評価が連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があることから、マーチャント・バンキング事業における有形固定資産の減損について監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、マーチャント・バンキング事業の有形固定資産の減損の兆候の把握にあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 固定資産の減損の兆候の判定に関連する内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。 <p>(2)固定資産の減損の兆候の判定に関する判断の妥当性の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 会社が作成した減損兆候判定表に記載された物件別の損益及び固定資産の帳簿価額を会計帳簿と突合するとともに、間接的に生ずる支出が、当該損益に合理的な方法により配分されているかどうか検証を行った。 経営環境の著しい悪化や用途変更等の状況の有無について検証するために、取締役会議事録を閲覧するとともに、当該状況の有無について経営者への質問を行った。 資産又は資産グループの市場価値が著しく下落したことの有無を検討するため、会社が作成した固定資産の帳簿価額と市場価格の比較検討資料について、市場価格の算定方法、その金額及び兆候の判定の妥当性について検証を行った。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、マーチャント・バンカーズ株式会社の2025年10月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、マーチャント・バンカーズ株式会社が2025年10月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当連結会計年度の会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬の額は26,000千円であり、非監査業務に基づく報酬はない。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年1月22日

マーチャント・バンカーズ株式会社
取締役会 御中

フロンティア監査法人

東京都品川区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 藤井 幸雄

指定社員
業務執行社員 公認会計士 酒井 俊輔

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているマーチャント・バンカーズ株式会社の2024年11月1日から2025年10月31日までの第102期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マーチャント・バンカーズ株式会社の2025年10月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2025年12月12日開催の取締役会において、2026年1月29日開催予定の第102回定時株主総会に資本準備金の額の減少を付議すること、本株主総会付議議案の効力発生を条件として、自己株式取得に係る事項（会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく）について決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

マーチャント・バンキング事業における有形固定資産の減損について

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項「マーチャント・バンキング事業における有形固定資産の減損について」と実質的に同一の内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 . 上記はの監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年6月12日

マーチャント・バンカーズ株式会社
取締役会 御中

フロンティア監査法人

東京都品川区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 藤井 幸雄

指定社員
業務執行社員 公認会計士 酒井 俊輔

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているマーチャント・バンカーズ株式会社の2025年11月1日から2026年10月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年11月1日から2026年4月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マーチャント・バンカーズ株式会社及び連結子会社の2026年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

強調事項

- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2026年5月18日開催の取締役会において、2025年12月12日開催の取締役会にて決議した自己株式取得に係る事項の変更を決議している。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2026年6月1日開催の取締役会において、株式会社TIGEREYE株式会社について、株式会社TIGEREYE株主8名と譲渡予約契約を締結することにより、2026年7月の予定で、21.0%取得し、持分法適用関連会社とすることを決議している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。